

第 1 0 3 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

別表第 2 に定める適用区域内においては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める建築物を建築してはならない。

（ 1 ） 別表第 2 第 1 項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ ホテル又は旅館

ロ 危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）第 3 条第 1 号に掲げる給油取扱所

（ 2 ） 別表第 2 第 2 項に定める適用区域 次に掲げる用途に供する建築物

イ ホテル又は旅館

ロ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する宿泊の用に供する施設

第 3 条第 2 項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号。以下「風営法」という。）」を「風営法」に改める。

第 8 条第 1 項中「別表第 2 」を「別表第 2 第 1 項」に改め、「 8 2 .

5 平方メートル以上」の次に「、別表第 2 第 2 項」を加える。

第 13 条中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「平成 2 年 12 月 6 日足立区告示第 595 号」を「平成 15 年 8 月 15 日足立区告示第 316 号」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「平成 2 年 12 月 6 日足立区告示第 595 号」を「平成 15 年 8 月 15 日足立区告示第 316 号」に改め、同表に次のように加える。

2	東京都市計画沿道地区計画国道 4 号 A 地区（日光街道）沿道地区計画（平成 15 年 8 月 15 日足立区告示第 316 号）ウの区域
---	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

沿道地区計画区域内の建築物に係る制限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。